

平成 21 年度県税改正等のお知らせ

=====  
=====  
平成 21 年度県税改正の主なものは次のとおりです。  
=====  
=====

◎ 低燃費・低公害車に係る自動車取得税の特例措置

排出ガス性能・燃費性能の優れた環境への負荷の少ない新車の低燃費・低公害車等について、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの取得に限り、自動車取得税の税率を軽減する特例措置が導入されました。

◎ 不動産取得税における特例措置の延長

次の特例措置の期限が平成 24 年 3 月 31 日まで 3 年延長されました。

- ・ 住宅と土地に係る税率を 3% とする特例措置
- ・ 宅地評価土地に係る課税標準を価格の 2 分の 1 とする特例措置

◎ 個人住民税における住宅ローン特別控除

所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、最高 9.75 万円を限度に住民税から控除する「住宅ローン特別控除」制度が創設されました。

◎ 個人住民税の証券税制

上場株式等の譲渡益・配当に係る軽減税率（3%（所得税と合わせて 10%））が平成 23 年 3 月 31 日まで延長されました。

=====  
=====  
県税口座振替のお知らせ  
=====

今年度分の自動車税の口座振替の申込期限は平成 21 年 4 月 30 日です。お近くの取扱金融機関や地域県民局県税部でお早めにお申し込みください。

県税に関する情報は、ホームページにも掲載しています。

「県税・市町村税インフォメーション」<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>